

議案第310号

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について

阪神高速道路株式会社が大阪府道高速大阪池田線等に関する事業を次のとおり変更することについては、同意する。

料金の額の変更

変 更	現 行
別紙1のとおり	別紙2のとおり

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の料金の額を変更することについて、別紙のとおり阪神高速道路株式会社から同意を求めてきたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

料金の額及びその徴収期間 (案)

※以下、「大阪府道高速大阪池田線等」に係る料金の額及びその徴収期間を記載し、大阪府大阪市に関する内容を含む部分を下線で示す。

〔1〕基本料金の額

阪神高速道路（本文記1高速道路の路線名中、①から⑳の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たり料金の額

普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）の利用距離に対して課する1キロメートル当たり料金の額は、29.52円とする。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、276.19円とする。

(3) 大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の1キロメートル当たり料金の額及び利用1回に対して課する固定額は、普通車の2倍とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の出入口等（阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード（同省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成24年12月6日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能（記〔5〕二に定める通行方法によ

る場合を含む。以下同じ。) な最遠の出口等までの距離 (別添2に掲げる出入口等間を利用する場合においては、同表に掲げる距離) を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに記(1)に定める出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L R + F$ (単位: 円)

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L: 出入口等の相互間の利用距離 (単位: キロメートル)

R: 1キロメートル当たり料金の額 (単位: 円)

F: 利用1回に対して課する固定額 (単位: 円)

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

② ETC車以外の自動車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

[2] 特別の措置

料金の額については、記[1]にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 料金の額

(1) 阪神高速道路の出入口等の相互間を通行する自動車に適用する基礎料金は、記(2)の利用距離に応じて、下表の額を適用する。

利用距離	基礎料金 (円)	
	普通車	大型車
6.0km 以下	476.19	952.38
6.0km 超 ~ 12.0km 以下	571.42	1,142.84
12.0km 超 ~ 18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超 ~ 24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超 ~ 30.0km 以下	857.14	1,714.28
30.0km 超 ~ 36.0km 以下	952.38	1,904.76
36.0km 超 ~ 42.0km 以下	1,047.61	2,095.22
42.0km 超 ~ 48.0km 以下	1,142.85	2,285.70
48.0km 超 ~ 54.0km 以下	1,238.09	2,476.18
54.0km 超 ~ 60.0km 以下	1,333.33	2,666.66
60.0km 超 ~ 66.0km 以下	1,428.57	2,857.14
66.0km 超	1,523.80	3,047.60

(2) 阪神高速道路の出入口等の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添2に掲げる出入口等間を利用する場合には、同表に掲げる距離）を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(3) 1回の通行に係る料金の額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、記(1)に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二. 相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき同表の相互利用区間の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合には、同表の相互利用区間の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を、同表の区間のみを通行について会社が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の基礎料金		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹まで及び同市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで	190.47 円	285.71 円	666.66 円

(注) 上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添3のとおりとする。

三. 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、記二の区間のみを通行する自動車については、料金調整は行わない。

(1) ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算した利用距離に応じて、料金を適用する。

(2) ETC車以外の自動車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて料金を適用する。

四. 神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

(1) 神戸市道生田川箕谷線と他の阪神高速道路とを連続して通行（ETC車については、記〔5〕二に定める兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線とを引き続いて通行する場合を含む。）する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、下表の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額と、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて記一に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額との合計額を徴収する。

ただし、出入口等の相互間に神戸市道生田川箕谷線及び神戸市道高速道路2号線又はそのいずれかを含む経路が複数存在する場合、実際に通行した経路にかかわらず、最短経路を通行したものとみなし、最短経路の利用距離を適用する。最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含む場合は、本項に定める料金の額を徴収し、最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含まない場合は、記一に定める料金の額を徴収する。

車種	普通車	大型車
基礎料金（円）	571.42	1,142.84

(2) 神戸市道生田川箕谷線のみを通行する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、

1回の通行につき、記（１）の下表の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。ただし、普通車には道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車を含み、第二種原動機付自転車の料金の額は、47,611円に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。

〔3〕 割引を適用する自動車及び割引率等

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

（１） 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する自動車

（２） 割引内容

① 神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離が、下表に掲げる利用距離となる場合は、記〔2〕一（1）に定める基礎料金にかかわらず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金（円）	
	普通車	大型車
30.0km 超	857.14	1,714.28

② この割引による料金の額は、車種ごとに記①に定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

（１） 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」

という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード(会社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。)又はE T Cパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。)と車載器(利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

三. E T C路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうちE T Cコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が別に定める約款(以下「利用約款」という。)により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。)。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は39%以下とする。

四. 新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

① 兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するE T C車。

ただし、会社が別に定める通行方法により通行する場合に限る。

② 兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するE T C車以外の自動車

(2) 割引内容

記(1)①又は②に定める自動車ごとに次の割引内容とする。なお、この割引による料金の額は、車種ごとに定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

- ① 割引内容は記〔2〕四（1）に定める料金の額を徴収せず、神戸市道生田川箕谷線の出入口を含む出入口等の相互間の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金（円）	
	普通車	大型車
12.0km 以下	571.42	1,142.84
12.0km 超～18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超～24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超	857.14	1,714.28

- ② 割引内容は記〔2〕四（1）に定める料金の額を徴収せず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

割引後の基礎料金（円）	
普通車	大型車
857.14	1,714.28

五. 基礎割引額等を適用する割引については、以下のとおりとする。

(1) 環境ロードプライシング割引

① 割引を適用する自動車

イ ETC車のうち大型車

ロ ETC車のうち、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二の自動車の範囲の欄に掲げる自動車のうち下表に掲げる車両で、かつETCコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

<u>自動車の範囲</u>	<u>分類番号</u>
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10 から 19 まで及び100 から 199 まで
人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車	2、20 から 29 まで及び200 から 299 まで
散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車	8、80 から 89 まで及び800 から 899 まで

② 割引率等

イ 割引率を適用する場合

割引率は30%とする。ただし、下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の割引率を適用する。なお、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

利用区間	利用距離	割引率	
		①イ	①ロ
<p>兵庫県道高速湾岸線の一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港JCT）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。ただし、兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市東海岸町から西宮市西宮浜一丁目まで又は大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。</p>	利用距離にかかわらず	15%	
<p>兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港JCT）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合</p> <p>大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と連続して通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合は除く。</p>	利用距離にかかわらず	10%	

ロ 基礎割引額を適用する場合

下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の基礎割引額を適用する。

利用区間	利用距離	基礎割引額	
		①イ	①ロ
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（記〔5〕二に定める通行方法による場合に限る。）する場合	12.0km 超～18.0km 以下	400.00 円	200.00 円
	18.0km 超～24.0km 以下	590.47 円	295.23 円
	24.0km 超	780.95 円	390.47 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km 以下	285.71 円	142.85 円
	6.0km 超～12.0km 以下	476.19 円	238.09 円
	12.0km 超～18.0km 以下	666.66 円	333.33 円
	18.0km 超～24.0km 以下	857.14 円	428.57 円
	24.0km 超	1,047.61 円	523.80 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間及び西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	6.0km 以下	419.04 円	209.52 円
	6.0km 超～12.0km 以下	609.52 円	304.76 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間のみ又は西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する場合	利用距離にかかわらず	685.71 円	342.85 円

③ 割引を適用する区間

イ 兵庫県道高速湾岸線のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間。ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のう

ち神戸市灘区味泥町（摩耶東行入口及び摩耶西行出口）から西宮市今津水波町までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線又は大阪府道高速大阪西宮線を通行する場合は除く。

ロ 大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち大阪市港区港晴（天保山出入口）から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部又は一部の区間並びに大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間の全部又は一部の区間。ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。

(2) NEXCO・本四との乗継割引

① 割引を適用する自動車

下表左欄の路線（下表中欄の区間の全部又は一部の区間を通行する自動車で、当該区間のみを通行する場合に限る。）と下表右欄の西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行する E T C 車。

路線	区間	路線
大阪府道高速大阪池田線	豊中南（名神）（北行）出入口から池田出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大和川線	松原 J C T から平野出入口又は三宅西出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪 J C T から第二阪奈出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
兵庫県道高速神戸西宮線 兵庫県道高速神戸西宮線	西宮 I C から芦屋出入口まで 月見山（第二神明）から柳原出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線 一般国道 2 号（第二神明道路）
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口 J C T から西宮山口南出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路 2 号線	布施畑 J C T から永井谷出入口、しあわせの村出入口又は白川南出入口まで	一般国道 2 8 号（神戸淡路鳴門自動車道）
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷 J C T から前開出入口まで（ただし、伊川谷 J C T から永井谷 J C T までの区間のみを通行する場合は除く。）	一般国道 2 号（第二神明道路）
大阪府道高速湾岸線	りんくう J C T から貝塚（南行）出入口まで	一般国道 4 8 1 号（関西国際空港連絡橋）又は高速自動車国道関西国際空港線

② 基礎割引額は、普通車については 9 5 . 2 3 円、大型車については 1 9 0 . 4 7 円とする。

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(3) 西線内々利用割引

① 割引を適用する自動車

兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線、神戸市道高速道路2号線、兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間に限る。）及び神戸市道生田川箕谷線における出入口等を起着点として通行し、かつ、その利用距離が6キロメートルを超えるETC車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

② 基礎割引額は、普通車については95.23円、大型車については190.47円とする。

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(4) 池田線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

② 基礎割引額は、普通車については190.47円、大型車については380.95円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合には、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	142.85 円	285.71 円
	17:00 以後～20:00 前		

(注) 平日 (月曜日～金曜日) は、祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。) を除く。

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(5) 西大阪線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

② 基礎割引額は、普通車については285.71円、大型車については571.42円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合には、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
全日	0:00 以後～6:00 前	95.23 円	190.47 円
	22:00 以後～24:00 前		

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(6) 東大阪線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

イ 大阪府道高速大阪東大阪線のうち東大阪市荒本北から同市西石切町五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

ロ 記イに掲げる区間と高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線とを連続して通行するETC車

② 記①イ又はロに定める自動車ごとに次の基礎割引額を適用する。

イ 普通車 285.71円

大型車 571.42円

ロ 普通車 190.47円

大型車 380.95円

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(7) 基礎割引額を適用した料金の額及び消費税等の取扱い

記(1)から記(6)までに定める基礎割引額を適用した料金の額は、記〔2〕一(3)の規定にかかわらず同(1)又は同四に定める自動車ごとの利用距離に応じた基礎料金の額に上限料金の引下げに係る割引又は新神戸トンネル連続利用割引を適用した基礎料金から記(1)から記(6)までに定める自動車ごとの基礎割引額(池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引の表に掲げる区分及び時間帯に定める基礎割引額を併せて適用する場合においては、その合計額とする。)を適用し、その後に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

六. ETC前納割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETCクレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

(2) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500 円	10,000 円	約5%
58,000 円	50,000 円	約14%

七. 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引内容

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとに平成24年4月20日以前に付与されたポイント及び平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」のうち本文「1. 高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）において付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

八. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① 車両単位割引

一のETCコーポレートカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、表1に掲げる割引率を適用する。ただし、平成29年3月31日までの間にあっては、表1にかかわらず、表2に掲げる割引率を適用する。

表1

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

表2

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	15%
30,000円を超える部分	20%

② 契約単位割引

イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。
ロ この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

③ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記①に掲げる表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

九. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間（1年間を限度とする。）を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記（1）から記（4）までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記（1）から記（4）までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十一. 割引相互間の適用関係

- (1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、E T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスに限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用し、障害者割引適用後の金額に対してE T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスを適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引又は東大阪線端末区間割引及びNEXCO・本四との乗継割引を適用した場合（以下「重複割引等」という。）の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。
- (2) E T C路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、環境ロードプライシング割引、NEXCO・本四との乗継割引、西線内々利用割引、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引、E T C前納割引、一般向けマイレージポイントサービス及び事業者向け大口・多頻度割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

	上限 料金										
新神戸	○	新神戸									
環境RP	○	○	環境RP								
会社間	○	×	×	会社間							
西線内々	○	○	×	×	西線内々						
池田	○	×	×	×	×	池田					
西大阪	○	×	×	×	×	×	西大阪				
東大阪	○	×	×	○	×	×	×	東大阪			
前納	○	○	○	○	○	○	○	○	前納		
マイレージ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	マイレージ	
大口・多頻度	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	大口・多頻度

(注) 「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「環境RP」は環境ロードプライシング割引、「会社間」はNEXCO・本四との乗継割引、「西線内々」は西線内々利用割引、「池田」は池田線端末区間割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引、「東大阪」は東大阪線端末区間割引、「前納」はETC前納割引、「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
<u>1</u>	<u>上限料金の引下げに係る割引</u>
<u>2</u>	<u>新神戸トンネル連続利用割引、NEXCO・本四との乗継割引、池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引</u>
<u>3</u>	<u>環境ロードプライシング割引又は東大阪線端末区間割引</u>
4	西線内々利用割引
<u>5</u>	<u>ETC前納割引、一般向けマイレージポイントサービス又は事業者向け大口・多頻度割引</u>

[4] 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。

[5] その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出口及び入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はE T Cシステムに当該通行実績を記録したE T C車それぞれについて、会社が別に定める日までの間、これを1回の通行とみなす。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線 （神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線 又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをE T C車で通行する場合に限る。

三. 消費税等の取扱いに関する事前の届出

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる消費税等の取扱いについて、事前に国土交通大臣に届出をすることで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

四. 実施期日

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる事項は平成26年4月1日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線
 (15号堺線・17号西大阪線)

							住之江	堺	国道26号
							-	-	-
					玉出		-	-	-
				津守	2.1	4.8	8.1	8.7	
			芦原	-	3.4	6.1	9.4	10.0	
		汐見橋	-	-	4.3	7.0	10.3	10.9	
	湊町	-	-	-	5.6	8.3	11.6	12.2	
環状線・堺線分岐	0.0	-	-	-	5.6	8.3	11.6	12.2	

					安治川
				弁天町	-
			大正西	0.5	1.5
		大正東	-	-	-
	北津守	0.3	-	2.1	3.1
国道26号	-	10.3	-	12.1	13.1
堺	-	9.7	-	11.5	12.5
住之江	-	6.4	-	8.2	9.2
玉出	-	3.7	-	5.5	6.5

大阪府道高速大阪東大阪線
 (16号大阪港線)

						天保山・天保山JCT
					波除	3.2
			西長堀	本田・九条	-	-
		大阪港線・神戸線分岐	-	0.7	-	5.6
	阿波座	0.4	-	-	-	-
環状線・大阪港線分岐	-	0.9	-	1.5	-	6.4
			-	2.0	-	6.9

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

	高石	助松	泉大津 (北行)	泉大津 (南行)	岸和田北	岸和田南 (北行)	岸和田南 (南行)	貝塚 (北行)	貝塚 (南行)	泉佐野北
										1.9
										-
										4.4
										-
										8.8
										11.1
										-
										13.8
										15.6
浜寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石津	-	5.3	6.7	-	10.3	13.5	-	15.6	-	19.1
出島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大浜	-	8.1	9.5	-	13.1	16.3	-	18.4	-	21.9
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日以後)・三宝JCT	-	10.7	12.1	-	15.7	18.9	-	21.0	-	24.5
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日まで)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港南	-	13.2	14.6	-	18.2	21.4	-	23.5	-	27.0
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	-	19.4	20.8	-	24.4	27.6	-	29.7	-	33.2
湾岸舞洲・北港JCT	-	21.5	22.9	-	26.5	29.7	-	31.8	-	35.3
中島	-	24.1	25.5	-	29.1	32.3	-	34.4	-	37.9
尼崎東海岸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	-	26.4	27.8	-	31.4	34.6	-	36.7	-	40.2
鳴尾浜	-	28.6	30.0	-	33.6	36.8	-	38.9	-	42.4
甲子園浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜	-	31.9	33.3	-	36.9	40.1	-	42.2	-	45.7
南芦屋浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深江浜	-	35.6	37.0	-	40.6	43.8	-	45.9	-	49.4
住吉浜・魚崎浜	-	38.1	39.5	-	43.1	46.3	-	48.4	-	51.9
六甲アイランド北	-	38.9	40.3	-	43.9	47.1	-	49.2	-	52.7

	泉佐野南	りんくう JCT
泉佐野北	-	-
貝塚(南行)	4.1	5.0
貝塚(北行)	-	-
岸和田南(南行)	6.6	7.5
岸和田南(北行)	-	-
岸和田北	11.0	11.9
泉大津(南行)	13.3	14.2
泉大津(北行)	-	-
助松	16.0	16.9
高石	17.8	18.7
浜寺	-	-
石津	21.3	22.2
出島	-	-
大浜	24.1	25.0
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日以後)・三宝JCT	26.7	27.6
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日まで)	-	-
南港南	29.2	30.1
南港中	-	-
南港北	-	-
天保山・天保山JCT	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港JCT	37.5	38.4
中島	40.1	41.0
尼崎東海岸	-	-
尼崎末広	42.4	43.3
鳴尾浜	44.6	45.5
甲子園浜	-	-
西宮浜	47.9	48.8
南芦屋浜	-	-
深江浜	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	54.1	55.0
六甲アイランド北	54.9	55.8

大阪府道高速道路淀川左岸線
(2号淀川左岸線)

				海老江北(仮称)・海老江JCT	大淀(仮称)	豊崎第1(仮称)・豊崎第2(仮称)
			大開	-	2.0	-
		正蓮寺川	-	-	-	3.8
	島屋・ユニバーサルシティ	-	2.0	3.2	5.2	7.0
淀川左岸舞洲・北港JCT	0.9	-	4.8	6.0	8.0	9.8

大阪府道高速大和川線
(6号大和川線)

					天美(仮称)	三宅西	松原線・大和川線分岐
			常磐西(仮称)	常磐東(仮称)	1.5	-	0.6
		鉄砲東(仮称)	3.1	-	-	-	-
	鉄砲西(仮称)	-	-	-	5.7	-	7.6
三宝(仮称)・三宝JCT	1.4	-	5.2	-	7.8	-	9.7

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線
(7号北神戸線・北神戸線(北延伸線))

								箕谷・箕谷JCT	からと西	からと東
			布施畑西・布施畑JCT	布施畑東	白川JCT	しあわせの村	藍那	4.6	4.4	-
		前開	2.5	-	0.9	1.0	2.9	7.5	9.0	-
		永井谷	5.4	-	2.4	1.9	3.9	8.5	11.9	-
伊川谷JCT	-	4.8	7.3	-	4.9	3.4	6.3	10.9	12.9	-
					7.8	5.9	8.8	13.4	17.8	-
					9.7	8.8	11.7	16.3	20.7	-
						10.7	13.6	18.2	22.6	-

				西宮山口東・西宮山口JCT	五社	柳谷JCT
		有馬口	西宮山口南	2.5	-	-
からと東	1.6	4.7	7.2	-	-	-
からと西	-	-	-	-	-	-
箕谷・箕谷JCT	8.5	11.6	14.1	9.6	11.4	11.4
藍那	13.1	16.2	18.7	14.2	16.0	16.0
しあわせの村	16.0	19.1	21.6	17.1	18.9	18.9
白川JCT	17.0	20.1	22.6	18.1	19.9	19.9
布施畑東	17.9	21.0	23.5	19.0	20.8	20.8
布施畑西・布施畑JCT	19.4	22.5	25.0	20.5	22.3	22.3
前開	21.9	25.0	27.5	23.0	24.8	24.8
永井谷	24.8	27.9	30.4	25.9	27.7	27.7
伊川谷JCT	26.7	29.8	32.3	27.8	29.6	29.6

神戸市道高速道路2号線
(31号神戸山手線)

			白川南	白川JCT
		妙法寺	-	2.7
	神戸長田	3.5	4.6	7.3
湊川JCT	-	5.3	6.4	9.1

神戸市道生田川箕谷線
(32号新神戸トンネル)

			新神戸駅	箕谷・箕谷JCT
		二宮・神若	-	6.9
国道2号	-	-	-	7.7
				8.5

○出入口等間の利用距離

出入口等間	利用距離 (km)
池田木部入口から神田出口	3.2
川西小花入口から神田出口	1.1
第二阪奈入口から東大阪荒本出口・東大阪JCT出口	3.6
水走入口から東大阪荒本出口・東大阪JCT出口	3.0
中野入口から東大阪荒本出口・東大阪JCT出口	0.9
松原JCT入口から三宅西出口	2.2
大堀入口から三宅西出口	1.5
安治川入口から北津守出口	3.1
安治川入口から大正西出口	1.5
弁天町入口から北津守出口	2.1
弁天町入口から大正西出口	0.5
伊川谷JCT入口から前開出口	4.8
永井谷入口から前開出口	2.9

○普通車、大型車及び特大車の種類

本文中、記〔2〕二に定める普通車、大型車及び特大車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗員定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(へに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの並びに同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)

料金の額及びその徴収期間

※以下、「大阪府道高速大阪池田線等」に係る料金の額及びその徴収期間を記載し、大阪府大阪市に関する内容を含む部分を下線で示す。

〔1〕基本料金の額

阪神高速道路（本文記1高速道路の路線名中、①から⑳の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たり料金の額

普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）の利用距離に対して課する1キロメートル当たり料金の額は、29.52円とする。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、276.19円とする。

(3) 大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の1キロメートル当たり料金の額及び利用1回に対して課する固定額は、普通車の2倍とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の出入口等（阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード（同省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能（記〔5〕二に定める通行方法によ

る場合を含む。以下同じ。) な最遠の出口等までの距離 (別添2に掲げる出入口等間を利用する場合においては、同表に掲げる距離) を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに記(1)に定める出入口等の相互間のキロ程に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L R + F$ (単位: 円)

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L: 出入口等の相互間のキロ程 (単位: キロメートル)

R: 1キロメートル当たり料金の額 (単位: 円)

F: 利用1回に対して課する固定額 (単位: 円)

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

② ETC車以外の自動車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

[2] 特別の措置

料金の額については、記[1]にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。
なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 料金の額

(1) 阪神高速道路の出入口等の相互間を通行する自動車に適用する基礎料金は、記(2)の利用距離に応じて、下表の額を適用する。

利用距離	基礎料金 (円)	
	普通車	大型車
6.0km 以下	476.19	952.38
6.0km 超 ～ 12.0km 以下	571.42	1,142.84
12.0km 超 ～ 18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超 ～ 24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超 ～ 30.0km 以下	857.14	1,714.28
30.0km 超 ～ 36.0km 以下	952.38	1,904.76
36.0km 超 ～ 42.0km 以下	1,047.61	2,095.22
42.0km 超 ～ 48.0km 以下	1,142.85	2,285.70
48.0km 超 ～ 54.0km 以下	1,238.09	2,476.18
54.0km 超 ～ 60.0km 以下	1,333.33	2,666.66
60.0km 超 ～ 66.0km 以下	1,428.57	2,857.14
66.0km 超	1,523.80	3,047.60

(2) 阪神高速道路の出入口等の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添2に掲げる出入口等間を利用する場合には、同表に掲げる距離）を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(3) 1回の通行に係る料金の額は、車種ごとに出入口等の相互間のキロ程に応じて、記(1)に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二. 相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき同表の相互利用区間の料金の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合には、同表の相互利用区間の料金の欄に掲げる料金の額を、同表の区間のみを通行について会社が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の料金		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹まで及び同市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで	200円	300円	700円

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添3のとおりとする。

三. 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、記二の区間のみを通行する自動車については、料金調整は行わない。

(1) ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算した利用距離に応じて、料金を適用する。

(2) ETC車以外の自動車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて料金を適用する。

四. 神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

(1) 神戸市道生田川箕谷線と他の阪神高速道路とを連続して通行（ETC車については、記〔5〕二に定める兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線とを引き続いて通行する場合を含む。）する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、下表の額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額と、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて記一に定める料金の額との合計額を徴収する。

ただし、出入口等の相互間に神戸市道生田川箕谷線及び神戸市道高速道路2号線又はそのいずれかを含む経路が複数存在する場合、実際に通行した経路にかかわらず、最短経路を通行したものとみなし、最短経路の利用距離を適用する。最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含む場合は、本項に定める料金の額を徴収し、最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含まない場合は、記一に定める料金の額を徴収する。

車種	普通車	大型車
料金の額（単位：円）	571.42	1,142.84

(2) 神戸市道生田川箕谷線のみを通行する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき、記（1）の下表の額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。ただし、普通車には軽車両（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に定める第二種原動機付自転車に限る。以下同じ。）を含み、軽車両の料金の額は、47.61円に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。

〔3〕割引を適用する自動車及び割引率等

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する自動車。

(2) 割引内容

① 神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離が、下表に掲げる利用距離となる場合は、記〔2〕一（1）に定める基礎料金にかかわらず、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	基礎料金（円）	
	普通車	大型車
30.0km 超	857.14	1,714.28

② この割引による料金の額は、車種ごとに記①に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード（会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

三. ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は39%以下とする。

四. 新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

- ① 兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するETC車。
ただし、会社が別に定める通行方法により通行する場合に限る。
- ② 兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するETC車以外の自動車

(2) 割引内容

記（1）①又は②に定める自動車ごとに次の割引内容とする。なお、この割引による料金の額は、車種ごとに定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

- ① 割引内容は記〔2〕四（1）に定める料金の額を徴収せず、神戸市道生田川箕谷線の出入口を含む出入口等の相互間の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	基礎料金 (円)	
	普通車	大型車
12.0km 以下	571.42	1,142.84
12.0km 超～18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超～24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超	857.14	1,714.28

- ② 割引内容は記〔2〕四（1）に定める料金の額を徴収せず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

基礎料金 (円)	
普通車	大型車
857.14	1,714.28

五. 環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

- ① ETC車のうち大型車
 ② ETC車のうち、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二の自動車の範囲の欄に掲げる自動車のうち下表に掲げる車両で、かつETCコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10 から 19 まで及び 100 から 199 まで
人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車	2、20 から 29 まで及び 200 から 299 まで
散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車	8、80 から 89 まで及び 800 から 899 まで

（2）割引率等

割引率は30%とする。

ただし、下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記（1）①又は②ごとに同表の利用距離に応じて、同表の割引率又は割引額を適用する。また、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

利用区間	利用距離	割引率又は割引額	
		①	②
兵庫県道高速湾岸線の一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港JCT）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。ただし、兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市東海岸町から西宮市西宮浜一丁目まで又は大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	利用距離にかかわらず	15%	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港JCT）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合	利用距離にかかわらず	10%	
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と連続して通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合は除く。			
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（記〔5〕二に定める通行方法による場合に限る。）する場合	12.0km超～18.0km以下	420円	210円
	18.0km超～24.0km以下	620円	310円
	24.0km超	820円	410円

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km 以下	300 円	150 円
	6.0km 超～12.0km 以下	500 円	250 円
	12.0km 超～18.0km 以下	700 円	350 円
	18.0km 超～24.0km 以下	900 円	450 円
	24.0km 超	1,100 円	550 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間及び西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	6.0km 以下	440 円	220 円
	6.0km 超～12.0km 以下	640 円	320 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間のみ又は西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する場合	利用距離にかかわらず	720 円	360 円

(3) 割引を適用する区間

- ① 兵庫県道高速湾岸線のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間。ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区味泥町（摩耶東行入口及び摩耶西行出口）から西宮市今津水波町までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線又は大阪府道高速大阪西宮線を通行する場合は除く。
- ② 大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち大阪市港区港晴（天保山出入口）から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部又は一部の区間並びに大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 JCT）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間の全部又は一部の区間。ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。

六. NEXCO・本四との乗継割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

下表左欄の路線（下表中欄の区間の全部又は一部の区間を通行する自動車で、当該区間のみを通行する場合に限る。）と下表右欄の西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行する ETC 車。

なお、大阪府道高速大和川線については、供用の日から適用する。

路線	区間	路線
大阪府道高速大阪池田線 兵庫県道高速大阪池田線	豊中南（名神）（北行）出入口から池田出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大和川線	松原 J C T から平野出入口又は三宅西出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪 J C T から第二阪奈出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
兵庫県道高速神戸西宮線	西宮 I C から芦屋出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
兵庫県道高速神戸西宮線	月見山（第二神明）から柳原出入口まで	一般国道 2 号（第二神明道路）
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口 J C T から西宮山口南出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路 2 号線	布施畑 J C T から永井谷出入口、しあわせの村出入口又は白川南出入口まで	一般国道 2 8 号（神戸淡路鳴門自動車道）
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷 J C T から前開出入口まで（ただし、伊川谷 J C T から永井谷 J C T までの区間のみを通行する場合は除く。）	一般国道 2 号（第二神明道路）
大阪府道高速湾岸線	りんくう J C T から貝塚（南行）出入口まで	一般国道 4 8 1 号（関西国際空港連絡橋）又は高速自動車国道関西国際空港線

(2) 割引額

普通車 100円

大型車 200円

(3) 実施する期間

この割引は平成26年3月31日に終了するものとする。

七. 西線内々利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線、神戸市道高速道路 2 号線、兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間に限る。）及び神戸市道生田川箕谷線における出入口等を起着点として通行し、かつ、その利用距離が6キロメートルを超える E T C 車。ただし、記〔2〕の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引額

普通車 100円

大型車 200円

(3) 実施する期間

この割引は平成26年3月31日に終了するものとする。

八. 池田線端末区間割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

(2) 割引額

割引額は、普通車については200円、大型車については400円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合には、同表の割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	150円	300円
	17:00 以後～20:00 前		

(注) 平日 (月曜日～金曜日) は、祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。) を除く。

(3) 実施する期間

この割引は平成26年3月31日に終了するものとする。

九. 西大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

(2) 割引額

割引額は、普通車については300円、大型車については600円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合には、同表の割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
全日	0:00 以後～6:00 前	100円	200円
	22:00 以後～24:00 前		

(3) 実施する期間

この割引は平成26年3月31日に終了するものとする。

十. 東大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

- ① 大阪府道高速大阪東大阪線のうち東大阪市荒本北から同市西石切町五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車
- ② 記①に掲げる区間と高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線とを連続して通行する ETC車

(2) 割引額

記(1) ①又は②に定める自動車ごとに次の割引額を適用する。

- ① 普通車 300円
大型車 600円
- ② 普通車 200円
大型車 400円

(3) 実施する期間

この割引は平成26年3月31日に終了するものとする。

十一. ETC前納割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETCクレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

(2) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

十二. 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① ポイントの付与

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額(平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」のうち本文「1. 高速道路の路線名」中①及び②の路線(以下「京都圏」という。)における月間利用額と合算して計算する。)に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。なお、ポイントの付与は会社が別に定める日に終了するものとする。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 3ポイント	10,000円以下の部分	0ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	3ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	5ポイント
	70,000円を超える部分	10ポイント

② ポイントによる割引

一のE T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

記①及び②に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

十三. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① 車両単位割引

一のE T CコーポレートカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、表1に掲げる割引率を適用する。ただし、平成26年3月31日までの間にあつては、表1にかかわらず、表2に掲げる割引率を適用する。

表1

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

表2

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	15%
30,000円を超える部分	20%

② 契約単位割引

- イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。
- ロ この割引は平成26年3月31日に終了するものとする。

③ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記①に掲げる表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

十四. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間（1年間を限度とする。）を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記（1）から記（4）までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十五. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記(1)から記(4)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十六. 割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、E T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスに限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用し、障害者割引適用後の金額に対してE T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスを適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、NEXCO・本四との乗継割引、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引若しくは東大阪線端末区間割引のいずれか又は2以上の割引を重複適用した場合(以下「重複割引等」という。)の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。

(2) E T C路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、環境ロードプライシング、NEXCO・本四との乗継割引、西線内々利用割引、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引、E T C前納割引、一般向けマイレージポイントサービス及び事業者向け大口・多頻度割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

	上限 料金										
新神戸	○	新神戸									
環境RP	○	○	環境RP								
会社間	○	×	×	会社間							
西線内々	○	○	×	×	西線内々						
池田	○	×	×	×	×	池田					
西大阪	○	×	×	×	×	×	西大阪				
東大阪	○	×	×	○	×	×	×	東大阪			
前納	○	○	○	○	○	○	○	○	前納		
マイレージ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	マイレージ	
大口・多頻度	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	大口・多頻度

(注) 「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「環境RP」は環境ロードプライシング、「会社間」はNEXCO・本四との乗継割引、「西線内々」は西線内々利用割引、「池田」は池田線端末区間割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引、「東大阪」は東大阪線端末区間割引、「前納」はETC前納割引、「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
<u>1</u>	上限料金の引下げに係る割引
<u>2</u>	新神戸トンネル連続利用割引、NEXCO・本四との乗継割引、池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引
<u>3</u>	環境ロードプライシング又は東大阪線端末区間割引
4	西線内々利用割引
<u>5</u>	ETC前納割引、一般向けマイレージポイントサービス又は事業者向け大口・多頻度割引

[4] 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成26年9月30日までとする。

[5] その他

二. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出口及び入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はE T Cシステムに当該通行実績を記録したE T C車それぞれについて、会社が別に定める日までの間、これを1回の通行とみなす。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
大阪府道高速大阪西宮線	大阪府道高速湾岸線	A路線とB路線とが大阪府道高速淀川左岸線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線 （神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線 又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをE T C車で通行する場合に限る。

三. 実施期日

記〔1〕から〔3〕まで及び〔5〕に掲げる事項は平成24年10月1日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線
(15号堺線・17号西大阪線)

							住之江	堺	国道26号
									-
									-
				津守	玉出				-
			芦原						-
		汐見橋							-
	湊町								-
環状線・堺線分岐									-
	0.0								-

					安治川
				弁天町	
			大正西		
		大正東			
	北津守				
		0.3			
国道26号		10.3			
堺		9.7			
住之江		6.4			
玉出		3.7			

大阪府道高速大阪東大阪線
(16号大阪港線)

						天保山・天保山JCT
						3.2
				西長堀		
		大阪港線・神戸線分岐				
	阿波座					
環状線・大阪港線分岐						
		0.4				
		0.9				

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

									尼崎東海岸	中島	湾岸舞洲・北港JCT
											2.6
									0.8	-	-
									2.2	-	4.9
									3.0	-	7.1
									-	-	-
									5.5	-	10.4
									6.3	-	-
									-	-	-
									9.2	-	14.1
									10.0	-	-
									11.7	-	16.6
									12.5	-	-
									-	-	17.4

												浜寺						
												1.7						
												-						
												-						
												4.5						
									1.5	-	-	-						
									2.6	4.1	-	7.1						
									-	-	-	-						
									2.2	2.5	5.1	6.6	-	9.6				
									-	-	-	-	-	-				
									-	-	-	-	-	-				
									2.5	4.7	6.8	8.4	8.7	11.3	12.8	-	15.8	
									2.1	4.6	6.8	8.4	10.5	10.8	13.4	14.9	-	17.9
									4.7	7.2	9.4	-	13.1	13.4	16.0	17.5	-	20.5
									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
									7.0	9.5	11.7	-	15.4	15.7	18.3	19.8	-	22.8
									9.2	11.7	13.9	-	17.6	17.9	20.5	22.0	-	25.0
									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
									12.5	15.0	17.2	-	20.9	21.2	23.8	25.3	-	28.3
									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
									16.2	18.7	20.9	-	24.6	24.9	27.5	29.0	-	32.0
									18.7	21.2	23.4	-	27.1	27.4	30.0	31.5	-	34.5
									19.5	22.0	24.2	-	27.9	28.2	30.8	32.3	-	35.3

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

	高石	助松	泉大津 (北行)	泉大津 (南行)	岸和田北	岸和田南 (北行)	岸和田南 (南行)	貝塚 (北行)	貝塚 (南行)	泉佐野北
		1.8	1.4	-	2.3	3.2	0.9	-	-	1.9
			3.2	-	5.0	5.5	-	-	-	4.4
				-	6.8	8.2	-	-	-	-
				-	10.3	10.0	-	5.3	-	8.8
				-	13.1	16.3	-	7.6	-	11.1
				-	15.7	18.9	-	10.3	-	13.8
				-	18.2	21.4	-	12.1	-	15.6
浜寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石津	-	5.3	6.7	-	10.3	13.5	-	15.6	-	19.1
出島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大浜	-	8.1	9.5	-	13.1	16.3	-	18.4	-	21.9
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日以後)・三宝JCT	-	10.7	12.1	-	15.7	18.9	-	21.0	-	24.5
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日まで)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港南	-	13.2	14.6	-	18.2	21.4	-	23.5	-	27.0
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	-	19.4	20.8	-	24.4	27.6	-	29.7	-	33.2
湾岸舞洲・北港JCT	-	21.5	22.9	-	26.5	29.7	-	31.8	-	35.3
中島	-	24.1	25.5	-	29.1	32.3	-	34.4	-	37.9
尼崎東海岸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	-	26.4	27.8	-	31.4	34.6	-	36.7	-	40.2
鳴尾浜	-	28.6	30.0	-	33.6	36.8	-	38.9	-	42.4
甲子園浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜	-	31.9	33.3	-	36.9	40.1	-	42.2	-	45.7
南芦屋浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深江浜	-	35.6	37.0	-	40.6	43.8	-	45.9	-	49.4
住吉浜・魚崎浜	-	38.1	39.5	-	43.1	46.3	-	48.4	-	51.9
六甲アイランド北	-	38.9	40.3	-	43.9	47.1	-	49.2	-	52.7

	泉佐野南	りんくう JCT
泉佐野北	-	-
貝塚(南行)	4.1	5.0
貝塚(北行)	-	-
岸和田南(南行)	6.6	7.5
岸和田南(北行)	-	-
岸和田北	11.0	11.9
泉大津(南行)	13.3	14.2
泉大津(北行)	-	-
助松	16.0	16.9
高石	17.8	18.7
浜寺	-	-
石津	21.3	22.2
出島	-	-
大浜	24.1	25.0
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日以後)・三宝JCT	26.7	27.6
三宝(都市計画道路築港天美線と接続し通行可能となる日まで)	-	-
南港南	29.2	30.1
南港中	-	-
南港北	-	-
天保山・天保山JCT	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港JCT	37.5	38.4
中島	40.1	41.0
尼崎東海岸	-	-
尼崎末広	42.4	43.3
鳴尾浜	44.6	45.5
甲子園浜	-	-
西宮浜	47.9	48.8
南芦屋浜	-	-
深江浜	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	54.1	55.0
六甲アイランド北	54.9	55.8

大阪府道高速道路淀川左岸線
(2号淀川左岸線)

					大淀 (仮称)	豊崎第1(仮称)・ 豊崎第2(仮称)
			大開	海老江北(仮称)・海老江 JCT	2.0	3.8
		正蓮寺川		-	-	-
	島屋・ユニバーサル シティ		2.0	3.2	5.2	7.0
淀川左岸舞洲・北港JCT		-	-	-	-	-
	0.9	-	4.8	6.0	8.0	9.8

大阪府道高速大和川線
(6号大和川線)

					天美 (仮称)	三宅西	松原線・大和 川線分岐
			常磐西 (仮称)	常磐東 (仮称)	1.5	-	0.6
		鉄砲東 (仮称)	3.1	-	-	-	-
	鉄砲西 (仮称)	-	-	-	5.7	-	7.6
三宝(仮称)・三宝JCT		-	-	-	-	-	-
	1.4	-	5.2	-	7.8	-	9.7

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線
(7号北神戸線・北神戸線(北延伸線))

							箕谷・箕谷 JCT	からと西	からと東
			布施畑西・布 施畑JCT	布施畑東	白川JCT	しあわせの 村	藍那	4.4	-
		前開	2.5	-	0.9	1.0	2.9	9.0	-
		2.9	5.4	-	2.4	3.4	3.9	11.9	-
伊川谷JCT		-	7.3	-	4.9	5.9	8.8	13.4	17.8
		4.8	7.3	-	7.8	8.8	11.7	16.3	20.7
					9.7	10.7	13.6	18.2	22.6

				西宮山口東・西 宮山口JCT	五社	柳谷JCT
		有馬口	西宮山口 南	2.5	-	-
			-	-	-	-
からと東	1.6		4.7	7.2	2.7	4.5
からと西	-		-	-	-	-
箕谷・箕谷JCT	8.5		11.6	14.1	9.6	11.4
藍那	13.1		16.2	18.7	14.2	16.0
しあわせの村	16.0		19.1	21.6	17.1	18.9
白川JCT	17.0		20.1	22.6	18.1	19.9
布施畑東	17.9		21.0	23.5	19.0	20.8
布施畑西・布施畑JCT	19.4		22.5	25.0	20.5	22.3
前開	21.9		25.0	27.5	23.0	24.8
永井谷	24.8		27.9	30.4	25.9	27.7
伊川谷JCT	26.7		29.8	32.3	27.8	29.6

神戸市道高速道路2号線
(31号神戸山手線)

				白川南	白川JCT
		妙法寺		-	2.7
	神戸長田		3.5	4.6	7.3
湊川JCT		-	5.3	6.4	9.1

神戸市道生田川箕谷線
(32号新神戸トンネル)

			新神戸駅	箕谷・ 箕谷JCT
	二宮・神若		-	6.9
国道2号		-	-	7.7
		-	-	8.5

○出入口等間の利用距離

出入口等間	利用距離 (km)
池田木部入口から神田出口	3.2
川西小花入口から神田出口	1.1
第二阪奈入口から東大阪荒本出口・東大阪JCT出口	3.6
水走入口から東大阪荒本出口・東大阪JCT出口	3.0
中野入口から東大阪荒本出口・東大阪JCT出口	0.9
松原JCT入口から三宅西出口	<u>2.2</u>
大堀入口から三宅西出口	<u>1.5</u>
安治川入口から北津守出口	<u>3.1</u>
安治川入口から大正西出口	<u>1.5</u>
弁天町入口から北津守出口	<u>2.1</u>
弁天町入口から大正西出口	<u>0.5</u>
伊川谷JCT入口から前開出口	4.8
永井谷入口から前開出口	2.9

○普通車、大型車及び特大車の種類

本文中、記〔2〕二に定める普通車、大型車及び特大車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗員定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(へに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの並びに同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)

(別 紙)

阪高計画 第33号
平成25年10月21日

大阪市長
橋下 徹 様

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 山澤 俱和 印

大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更について（同意申請）

平成18年3月31日付けで国土交通大臣の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」を別紙のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づく許可を受けたいので、同条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

添付資料省略

(参 考)

道路整備特別措置法（抄）

（高速道路の新設又は改築）

第3条 省 略

2 省 略

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合に於ては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合に於ては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 省 略

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路に於ては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8—10 省 略